

議員提出第4号議案

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成28年3月24日

提出者

足立区議会議員	吉岡	茂
同	たがた	直昭
同	渡辺	ひであき
同	鴨下	稔
同	鈴木	あきら
同	鈴木	けんいち
同	馬場	信男
同	長井	まさのり
同	岡安	たかし
同	ぬかが	和子
同	くぼた	美幸
同	ただ	太郎

足立区議会議長 高山のぶゆき 様

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、議会情報の開示等の決定等に対する審査請求に関する手続を定める必要があるため、本案を提出する。

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

足立区議会情報公開条例（平成12年足立区条例第122号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 情報の開示（第6条 第15条）

第3章 審査請求（第16条）

第4章 足立区議会情報公開審査会（第17条 第22条）

第5章 情報公開制度の運営（第23条 第28条）

付則

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第16条を次のように改める。

（審査請求があった場合の手続）

第16条 この条例の規定により議長がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 議長は、第1項の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、足立区議会情報公開審査会の意見を聴き、速やかに審査請求についての裁決をしなければならない。

第20条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 議長がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為についての不服申立てであって、施行日前にされた開示等の決定又は施行日前にされた請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。